◇　当日の日程　（予定）　◇

９：３０　（受付）
１０：００　□全体会　１．趣旨説明
２．講義「学童保育指導員の仕事とは？専任・常勤・複数配置の意味と重要性とは？」
【講師】飯野美伽さん（目黒区立緑が丘児童館館長）
３．①保護者からの報告（所沢市学童クラブの会）　②指導員からの報告
１２：００　（昼食）
１３：００　□午後は４つのテーマで分科会
１．基礎から学ぶ「指定管理者制度」とは？学童保育にとっての課題は？
２．やさしく学ぶ地方自治のしくみ、今日の自治体をめぐる動きと私たちの課題
３．学童保育の制度・施策、自治体への運動の“いろは”を学ぶ（「運営規準」の活用も含めて）
４．民間・共同学童保育における指導員雇用の基礎的知識を学ぶ
１７：００　（分科会毎に閉会）

□　交　通

申　し　込　み　用　紙

市町村名		所　属 学童保育	
学童保育 連絡先	住所　〒（　　） TEL（　　）　ＦＡＸ（　　）		

	氏　名	希望分科会		氏　名	希望分科会
1			4		
2			5		
3			6		

＊　参加費の合計金額（　　）円

第17回よりよい学童保育づくりのための一日学習会（※「指導員の労働条件改善のための一日学習会」改め）

第１次チラシ

【テーマ】「指定管理者制度」導入で「学童保育も民間企業で」「指導員も３年交替」!?
今日の情勢の下、学童保育指導員の仕事、専任・常勤・複数体制の必要性を確かめる。

日　時　２００６年１月２２日（日）　９：30受付　10：00～17：00
場　所　（全体会場）さいたま市与野本町コミュニティセンター
さいたま市産業文化センター（※地図参照）
参加費　１，５００円　※当日いただきます　＊昼食は各自、ご用意下さい。
申込み　当日参加も可能ですが、極力、事前申し込みにご協力下さい。郵便振替ないし現金書留にて、1月14日までにお申し込み下さい。
郵便振替の場合、領収書コピーと「申し込み用紙」をＦＡＸにてお送り下さい。
お願い　毎年のことですが、別添の「地域からのレポート」をお送りください。

埼玉県学童保育連絡協議会・同指導員連絡協議会
〒330-0854　さいたま市大宮区桜木町4-1005
TEL048-644-1571　FAX048-644-1572
http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/　e-mail：gakudoust@yahoo.co.jp
郵便振替　00160-7-93727　埼玉県学童保育連絡協議会

□　今回の学習会で学びたいこと

１．昨年３月に策定された「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」は、「県内における放課後児童健全育成事業の更なる質的な向上を図り、子どもたちの放課後の安定した『遊び及び生活の場』を確保するため…『運営基準』を作成しました」と述べています。指導員については、その仕事内容をはっきり明記した上で、「指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置することが望ましい」と述べています。そして、10年のスパンで今年度からスタートした埼玉県の次世代育成支援行動計画「子育てコバトンプラン」には「放課後児童クラブの充実」が重点施策として位置づいています。県の学童保育に対する姿勢は鮮明です。

２．その一方で今日、学童保育も含めた公的施策を根底から壊す動きも見られます。
　その端的な動きが「指定管理者制度」です。03年９月の地方自治法改正（244条）によって同制度が導入されました。これは、これまで社会福祉協議会法人や事業団など自治体が50%以上出資する法人か、地方公共団体が公的と認める団体だけに限られていた 「公の施設の管理」の委託を、株式会社を含めた民間にも可能にしようとするもので、06年９月までに、委託をやめて直営に戻すか、「指定管理者制度」に移行するのかを地方自治体に迫っています。総務省は、今後新設される「公の施設」と現在直営の施設については「指定管理者制度」を前提とするようにと指導しています。この制度は、公的事業を民間に「開放」する決め手としてつくられたものと言われています。
　実際、指定管理者制度によって学童保育の世界にも営利企業が参入してきています。
　学童保育に指定管理者制度を導入した県内のある市は、「施設の管理運営に民間のノウハウや柔軟な雇用形態を導入し、安くてよいサービスを提供する考え方は、時代の流れであり、子育て部門もその例外ではありません」「『事業主体は市であり、市の要求する条件をどれだけ受け入れ受託者となるか』というふうに、事業の構図が大きく変わる」とまで述べています。

３．今回の一日学習会では、１つは、こうした学童保育をめぐる情勢の動きをきちんと学び合いたいと考えました。
　「学童保育にとって指導員はカナメの役割を担っており、経験を積んだ指導員は、その学童保育クラブのみならず、地域の学童保育全体の『宝』であるといえます」（2005年度県連協方針）。私たちは、指導員の体制について、専任・常勤・常時複数であることが必要であること、安定した雇用と労働条件のもとで継続して働き続けられる条件が必要であることを主張してきました。
　ところが、指定管理者制度が導入された世界は、①なるべく安上がりな委託先を選ぶ＝指導員は常勤形態でなく非常勤やパートなどの不安定雇用でよい　②３年～５年で委託先の再選択が行われる＝指導員雇用の継続が不可能になる　ということになります。
　今回の学習会のもう一つの課題として、今日の情勢の下で、改めて、指導員の仕事とは何か？専任・常勤・常時複数体制が何故必要であるかを確かめたいと考えました。

□　今回の学習会の構成と内容

■　午前中は全体会

（１）本日の学習会の趣旨説明とテーマ解説、分科会の概要紹介
（２）講義「学童保育指導員の仕事とは？専任・常勤・複数配置の意味と重要性とは？」
　【講師】飯野美伽さん（目黒区立緑が丘児童館館長）
（３）講義を受けて、保護者と指導員のそれぞれの立場から補足的な報告
　１．保護者からの報告（所沢市学童クラブの会）　　２．指導員からの報告

■　午後は４分科会で討論・学習

１．基礎から学ぶ「指定管理者制度」とは？学童保育にとっての課題は？
①公立公営委員会から報告　「県内の指定管理者制度の導入状況と私たちの見方」
②講義　木村雅英（自治体問題研究者）「指定管理者制度とは何か？運動の課題」
③実際に導入された地域から報告　業務委託の地域　管理委託の地域　それぞれから
④討論　・導入を阻止するには？　　・導入された後、どう運動を進めていくか？
　・指定管理者制度そのものの枠組みから学童保育などの事業を外させる展望は？

３．やさしく学ぶ地方自治のしくみ、今日の自治体をめぐる動きと私たちの課題
①講義　中島正博（自治体問題研究所事務局員）
　・地方自治と住民主権とは？　　・「三位一体改革」以降で国と県・市町村との関係はどうなっていくのか？　・学童保育の制度の行方　・自治体に対してどう施策改善・予算拡充の運動を組み立てていけばよいか？
②質疑・討論

３．学童保育の制度・施策、自治体への運動の“いろは”を学ぶ（「運営規準」の活用も含めて）
①講義　（県連協運営委員）
　・学童保育の制度・施策　・埼玉県の補助金のしくみ　・活用できる補助金
　・「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」　その趣旨、概要、どう活用するか？
　・自治体の予算策定の手順と運動の進め方　４）保護者会・連協として要望作成の仕方
②質疑・討論

４．民間・共同学童保育における指導員雇用の基礎的知識を学ぶ
①基礎的講義　（県連協運営委員）
　・民間・共同学童保育における指導員と保護者との関係はどうあったらよいか？
　・指導員雇用に必要なきまり（勤務規定）
　・指導員に必要な労働条件の内容（給与、雇用・労働保険、社会保険、福利厚生など）
②質疑・応答